

スタジアム・アリーナ改革の実現に 活用可能な施策一覧

令和4年3月 スポーツ庁 経済産業省

スタジアム・アリーナ改革の実現に活用可能な施策

スタジアム・アリーナの構想・計画の策定又は設計・建設の実施

・設計・建設又は運営・管理における官民連携手法の検討|ソフト

...P.3-P.4

・設計・建設の実施

ハード

...P5-P8

スタジアム・アリーナやプロスポーツチーム等の活用推進

・スタジアム・アリーナ等を活用した観光コンテンツの創出

ソフト

· · · P.9

スタジアム・アリーナ周辺地域の魅力向上

・スタジアム・アリーナ周辺インフラの整備

•••P.10

スタジアム・アリーナ等を核とした地方創生

・地方創生の取組に係る支援策

•••P.11

スタジアム・アリーナ改革の実現に活用可能な施策一覧①

スタジアム・アリーナの構想・計画の策定又は設計・建設の実施

設又管民法た設又管民法建営官手がは理連検・建営官手がは理連検をはませばりません。

たい

構想

・計画段階

● 文教施設における多様なPPP/PFIの先導的開発事業(文部科学省)

【対象】地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人等

【用途】文教施設における先導的なPPP/PFI手法の導入検討

【内容】委託事業〈ソフト支援〉

【規模】1,300万円程度/1件

【公募期間】令和4年2月7日(月)~3月10日(木)

【要件】協議会の設置 等

●先導的官民連携支援事業(国土交通省)

【対象】地方公共団体、独立行政法人、公共法人

【用途】官民連携事業の導入や実施に向けた検討や、導入判断等に必要な情報の整備等のため の調査

【内容】補助事業〈ソフト支援〉

【規模】補助金の1件当たりの上限は20,000千円。ただし、都道府県及び政令指定都市にあっては、コンセッション事業に関するものを除き、原則10,000千円を上限。

全額国費による定額補助。ただし、都道府県及び政令指定都市にあっては、コンセッション 事業に関するものを除き、補助率 1 / 2。

【公募期間】①令和4年2月7日(月)~2月28日(月)

【要件】都市公園等の国土交通省の所管する分野における官民連携事業であること等

スタジアム・アリーナ改革の実現に活用可能な施策一覧②

スタジアム・アリーナの構想・計画の策定又は設計・建設の実施

構想 計画段階

設計·建設 又は運営・ 管理の官 民連携手 法を検討し たい

● PPP/ PFI事業の案件形成機能の強化·充実(内閣府)

【対象】地方公共団体等

【用途】地方公共団体のPPP/PFI案件の形成を促進

①地域プラットフォーム形成支援

地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の 関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場(地域プラットフォーム) の立ち上げや運営を支援。地域プラットフォームに寄せられる案件候補情報のうち、横展 開の可能性が高いものについては、サウンディング調査はじめ案件形成に資する支援を併 せて実施

- ※地域プラットフォーム形成支援のほか、「PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度」の活用により、 地方公共団体のPPP/PFI案件形成に対する支援が可能
- ②優先的検討運用支援

PPP/PFI手法の適用を、従来手法に優先して検討する「優先的検討規程」の策定や、 規定を運用して具体の事業をPPP/PFI手法にて進捗させる過程を支援

- ※支援対象の選定では、(1) ~ (3) の要件に当てはまる地方公共団体を優位に評価 (1) 人口20万人未満の地方公共団体 (2) 優先的検討規程が未策定の地方公共団体

- (3) 今後速やかに庁内でPPP/PFI手法の導入を検討する具体の事業がある地方公共団体
- ③高度専門家による課題検討支援

公共施設等運営事業(コンセッション事業)、収益型事業、公的不動産利活用事業、 PFI法第6条に基づく民間提案の制度を活用する事業、指標運動方式(アベイラビリ ティペイメント方式)の実施を検討している地方公共団体等に対し、法律、会計、税務、 金融等の高度な専門的知識を有する専門家による助言や情報提供等の支援を実施

【内容】委託事業 〈ソフト支援〉 ※内閣府が委託したコンサルタントにより地方公共団体等を支援 【規模】約1億1,400万円(①~③事業の合計)

【公募期間】令和4年1月20日~3月11日12時

【要件】本支援措置における具体的なPPP/PFI案件形成については、いずれの支援措置においても、 『事業化前』段階のものが対象

支援措置により各種要件あり

スタジアム・アリーナ改革の実現に活用可能な施策一覧③

スタジアム・アリーナの構想・計画の策定又は設計・建設の実施

	, , , ,	
設計・建設段階	スタジアム・ アリーナを 建設したい	●学校施設環境改善交付金(地域スポーツ施設整備)(スポーツ庁) 【対象】地方公共団体 【用途】社会体育施設の整備(耐震化等を除き改修事業は対象外) ・地域スポーツセンター新改築・改造事業 ・地域屋外スポーツセンター新改築事業 ・社会体育施設耐震化事業 ・ラグビー競技を実施できるスポーツ施設の整備に関する事業等 【内容】交付金 <ハード支援> 【規模】交付対象経費(※)に1/3を乗じて得た額(上限額が破・面積等により異なる) ※交付対象経費の上限額の例(令和3年度予算ベース) 地域スポーツセンター新改築(研究又は宿泊機能を有する場合):1,276,800千円地域屋外スポーツセンター新改築:112,380千円 社会体育施設耐震化:200,000千円 ラグビー競技を実施できるスポーツ施設の整備に関する事業:370,000千円
段階		●スポーツ振興くじ助成金(独立行政法人日本スポーツ振興センター) ・地域スポーツ施設整備助成(スポーツ競技施設等の整備) 【対象】地方公共団体 ほか 【用途】地域住民の身近なスポーツ活動の場となる競技施設等の新設(増改設を含む。)、改修 又は改造を行う事業。 【内容】助成事業 <ハード支援> 【規模】助成対象経費(上限額:3千万円)に2/3を乗じて得た額 【公募期間】令和3年11月~令和4年1月 【要件】国又は公営競技等の収益による補助金・助成金を受ける事業は対象外 地域住民にとって身近で利用しやすい位置にあり、かつ楽しく安全にスポーツ活動に親しむことができるように整備されるものであること 等

スタジアム・アリーナ改革の実現に活用可能な施策一覧4

スタジアム・アリーナの構想・計画の策定又は設計・建設の実施

●スポーツ振興くじ助成金(独立行政法人日本スポーツ振興センター) ・地域スポーツ施設整備助成(スポーツ競技施設の大規模改修等) 【対象】地方公共団体 【用途】地域住民の身近なスポーツ活動の場となる競技施設の改修又は改造を行う事業で、老朽 化したスポーツ競技施設の改修若しくは改造、スポーツ競技施設の高機能化のための改造 又はバリアフリー化を目的として施設の改修又は改造のみを行う事業 【内容】助成事業<ハード支援> 【規模】助成対象経費(上限額:1.5億円)に2/3を乗じて得た額 【公募期間】令和3年11月~令和4年1月 設計 【要件】国又は公営競技等の収益による補助金・助成金を受ける事業は対象外 地域住民にとって身近で利用しやすい位置にあり、かつ楽しく安全にスポーツ活動に親しむこと スタジアム・ · 建設段階 ができるように整備されるものであること等 アリーナを 建設したい ●スポーツ振興くじ助成金(独立行政法人日本スポーツ振興センター) ・大規模スポーツ施設整備助成(コリーグホームスタジアム整備事業) 【対象】地方公共団体 【用途】スポーツ振興投票対象試合を実施する競技場の新設事業 【内容】助成事業<ハード支援> 【規模】助成対象経費(上限額:40億円)に3/4を乗じて得た額 【公募期間】令和元年度~令和4年度は募集せず 【要件】スポーツ振興投票対象試合を実施する競技場であること 助成年度において、J1又はJ2に属するチームのホームスタジアムであること 国又は公営競技等の収益による補助金・助成金を受ける事業は対象外 等 (要件は平成30年度ベース)

スタジアム・アリーナ改革の実現に活用可能な施策一覧⑤

スタジアム・アリーナの構想・計画の策定又は設計・建設の実施

設計・建設段階	スタジアム・ アリーナを 建設したい	 ◆社会資本整備総合交付金(都市公園事業)(国土交通省) 【対象】地方公共団体 【用途】都市公園の整備(公園施設としてスタジアム・アリーナや園路、広場等を整備する場合が対象) 【内容】社会資本整備総合交付金 <ハード支援> 【規模】交付対象経費に1/3(用地費)又は1/2(施設費)を乗じて得た額 【要件】社会資本総合整備計画に基づき実施すること面積要件:原則2ha以上総事業要件:市町村事業は2.5億円以上、都道府県事業は5億円以上等
		 ●まち再生出資業務(民間都市開発推進機構) 【対象】民間事業者 【用途】市町村が定める都市再生整備計画の区域や都市機能誘導区域等における民間都市開発事業 【内容】金融支援(出資等) <ハード支援> 【規模】金融支援限度額は次のうち最も少ない額 ①公共施設等整備費 ②総事業費の50% ③資本の額の50% 【要件】国土交通大臣の認定を受けた事業であること 等

スタジアム・アリーナ改革の実現に活用可能な施策一覧⑥

スタジアム・アリーナの構想・計画の策定又は設計・建設の実施

設計・建設段階

スタジアム・

アリーナの

付帯施設

又は設備

整備をした

L1

●地域未来投資促進税制(経済産業省)

【対象】民間事業者

【用途】スタジアム・アリーナを活用した事業のための設備投資

【内容】税制 <ハード支援>

【規模】特別償却20%~50% or 税額控除2~5%

【要件】地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受け、「地域経済の成長発展の基盤強化に特に資するもの」として定める基準に適合することについて国の確認を受けること

●まち再生出資業務(民間都市開発推進機構)

【対象】民間事業者

【用途】市町村が定める都市再生整備計画の区域や都市機能誘導区域等における民間都市開発事業

【内容】金融支援(出資等) <ハード支援>

【規模】金融支援限度額は次のうち最も少ない額

①公共施設等整備費 ②総事業費の50% ③資本の額の50%

【要件】国土交通大臣の認定を受けた事業であること 等

●地域経済牽引事業計画関連融資(日本政策金融公庫·中小企業事業)(令和4年度予 定)

【対象】都道府県知事の承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って事業を行う特定事業者 (※みなし特定事業者を含む。)

【用途】スタジアム・アリーナを活用した事業のための設備投資等

【内容】特別利率等での融資

【要件】地域経済牽引事業計画の承認事業者が行う設備投資等であること

スタジアム・アリーナ改革の実現に活用可能な施策一覧®

スタジアム・アリーナやプロスポーツチーム等の活用推進

スタジアム・アリー ナ等を活用して、 訪日外国人旅行 者等の各地域への 周遊を促進したい

●広域周遊観光のための観光地域支援事業(観光庁)

【対象】登録DMOが定めた事業計画に位置づけられた事業の実施主体 (登録DMO、地方公共団体)

【用途】スタジアム・アリーナ等を活用した滞在コンテンツの充実、広域周遊観光促進のための 環境整備、情報発信・プロモーション

【内容】補助事業くソフト支援>

【規模】補助対象経費に1/2(継続事業については2年目:2/5、3年目:1/3)を乗じて得た額 ※予算案額7.6億円

【公募期間】令和3年12月~令和4年1月下旬

【要件】地方ブロック毎に開催される連絡調整会議における調整を行っていること

スタジアム・アリー ナ等を活用して、 観光客等の各地 域への周遊を促進 したい

● DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進による観光サービスの変革と観光需要の創出事業 (観光庁)

【対象】地方公共団体・DMO、地域の観光事業者、先進技術を保有するベンチャー・大学・企業等 からなるコンソーシアム・団体

【用途】XRや5G、オンライン配信技術等のデジタル技術・ICTと観光地・観光資源との掛け合わせに よるDX推進として、観光体験の変革や体験価値の向上、遠隔地におけるコミュニケーション戦 略の変革などにつながる取組等の観光地経営の改善等に向けた実証事業

【内容】調査事業〈ソフト支援〉

【規模】平均4,000万円/件

※予算案額7.8億円

【公募期間】令和4年3月中旬~令和4年4月中旬

スタジアム・アリーナ改革の実現に活用可能な施策一覧⑨

スタジアム・アリーナ周辺地域の魅力向上

●都市構造再編集中支援事業(国土交通省)

【対象】市町村等

【用途】体育施設の周辺(都市機能誘導区域内及び居住誘導区域内等)の整備(地域交流センター、駅前広場、歩行者空間等の整備)

※体育施設本体の整備に要する費用については支援対象外

スタジアム・アリーナ 周辺インフラの整 備を行いたい 【内容】「立地適正化計画」に基づき、市町村等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業

【規模】都市機能誘導区域内:交付対象事業費(※)に1/2を乗じて得た額

居住誘導区域内等 : 交付対象事業費(※)に45%を乗じて得た額

※地域交流センター等の建築物である施設の整備については、1箇所における整備に要する費用は21億円 を限度とする

【要件】立地適正化計画に基づき実施する事業であること 等

スタジアム・アリーナ改革の実現に活用可能な施策一覧⑩

スタジアム・アリーナ等を核とした地方創生

●地方創生推進交付金(内閣府地方創生推進事務局)

【対象】地方公共団体

【用途】スタジアム・アリーナやプロスポーツチーム等を核とした地方創生

【内容】交付金くソフト支援(ただし事業内容により一定割合のハード支援も可)>

- (1) 先駆タイプ: ①自立性、②官民協働、③地域間連携、④政策間連携、⑤デジタル社会の形成への寄与の5つの要素が全て含まれている事業
- (2)横展開タイプ: 先駆的・優良事例の横展開を図る事業(上記①に加え、②から⑤までのうち、2つ以上の要素が含まれている事業)

【規模】交付対象事業費(※)に1/2を乗じて得た額

※交付対象事業費上限額

先駆タイプ: 都道府県 6億円、中枢中核都市 5億円、市町村 4億円

横展開タイプ: 都道府県 2億円、中枢中核都市 1.7億円、市町村 1.4億円

【公募期間】令和3年12月27日~令和4年1月25日

【要件】地域再生法に基づく地域再生計画の認定を受けること

地方版総合戦略に位置付けられた自主的・主体的で先導的な取組であること KPI(重要業績評価指標)の設定及びこれに基づくPDCAサイクルが整備されていること

●地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)(内閣府地方創生推進事務局)

【対象】民間事業者

【用途】国が認定した地域再生計画に基づく地方公共団体の地方創生プロジェクトに対し、企業が 寄附を行った場合に、法人関係税を税額控除する仕組み

【内容】税制

【規模】寄附額の最大約9割の税の軽減

【要件】地域再生法に基づく地域再生計画の認定を受けること など

スタジアム・アリーナ 等を核とした地方 創生を行いたい

参考資料

く主旨・背景>

- 今後多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎える中、公共負担の抑制に資する P P P / P F I 事業の推進については、良好な公共 サービスの実現・新たなビジネス機会の創出も期待できることから、「PPP/PFI推進アクションプラン」(令和 3 年 6 月 民間資金等活用事業推進 会議決定)等において求められている。
- 文部科学省においては、文教施設における P P P P F I 事業の案件形成を図るため、地方公共団体等の多様な P P P P P F I 事業の 検討段階を支援するとともに、先導的な事業の収集・分析を行い、その成果を全国に発信・普及する取組を実施する。特に①施設の維持管理 に関する包括的民間委託事業、②集約・複合化に関する事業、③カーボンニュートラルに資する事業、④コンセッション事業、⑤小規模な地方公 共団体における事業等が求められている。

文教施設における多様なPPP/PFIの先導的開発事業

多様なPPP/PFI事業の推進のため、先導的な事業の具体的な検討を支援

先導的開発事業の実施

多様な P P P / P F I 事業導入のプロセス

検討段階

1.事業の発案

2. 具体化の検討

PPP/PFI手続

事業実施

事業の内容

地方公共団体等における多様なPPP/PFI手法の導入が進むよう、地域や施設の特性等を踏まえ、事業手法の検討など「事業の発案」や、事業スキームの開発など「具体化の検討」を実施

1. 事業の発案

(具体的な検討例)

- ・ 事業手法の検討(目的の明確化、検討体制や意思決定プロセスの構築、施設整備・維持管理方針の検討、事業手法の比較・検討等)
- ・導入の判断基準(スケジュール、導入効果やVFM算定方法の検討等)
- ・ 民間事業者へのインセンティブ(創意工夫を引き出す仕組み、収益の分配、複合的な運営の検討等) など

2. 具体化の検討

(具体的な検討例)

- 事業スキームの開発(期間・範囲、VFMの算定、リスク分担、情報開示、 法令上・会計税務上の課題整理等)
- ・ 民間事業者の意向調査(専門的人材の確保の検討等) など

事業の仕組み

文部科学省

委託 成果

地方公共団体等

協議会の設置

委託 成果

コンサルタント

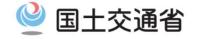
会計・税務等の専門家

< 実施体制イメージ >

- ① 地方公共団体等において、協議会の設置
- ② 文部科学省は、協議会の設置・運営に必要な費用や、会計・税務等の高度な専門的知見を要する調査を行うための費用を支援するとともに、先導的な事業の収集・分析
 - ・協議会の設置・運営に係る経費(諸謝金、旅費、 会場借料等)
 - ・専門的な調査に係る経費(コンサルティング会社等への委託費)
- ③ 地方公共団体等は、協議会を構成する関係者間で十分な連携を図り、調査・検討を 行うとともに、事業の進行管理を実施
- ④ 国は、事業の成果を全国に発信・普及

1

先導的官民連携支援事業の概要



○ 地方公共団体等が先導的な官民連携事業の導入検討を行う際に必要となる調査委託費を国が助成することにより、官民連携事業の案件形成を促進。

タイプ

(イ) 事業手法検討支援型 : 施設の種類、事業規模、事業類型、事業方式等の面で先導的な官民連携

事業の導入や実施に向けた検討のための調査

うち中小規模団体枠 : (イ)のうち、人口20万人未満の地方公共団体が行う公共施設等の集約・

再編等に係る官民連携事業の導入検討のための調査

(ロ)情報整備支援型: 先導的な官民連携事業の導入判断等に必要な情報の整備等のための調査

補助対象経費

コンサルタント等の専門家に調査や検討を 依頼する経費(委託費)

補助率•補助限度額

予算の範囲内で、上限2,000万円の定額補助

(注)都道府県及び政令指定都市にあっては、 コンセッション事業に関するものを除き、補助率1/2、上限1,000万円とする。

補助要件

調査対象が国土交通省の所管する事業であること、調査報告書を公開すること等

H23~R3の支援実績

年度	申請数(件)	採択数(件)
H23	34	11
H24	50	21
H25	53	31
H26	61	28
H27	38	20
H28	61	24
H29	52	25
H30	72	27
R1	45	29
R2	39	24
R3	45	24
計	550	264

令和4年度 PPP/PFI推進に資する支援措置(案)

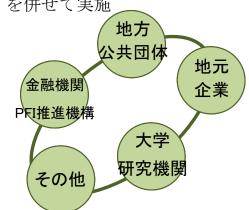
支援①~③の募集期間は令和4年1月20日~3月11日12時。支援期間は令和4年度内を予定。

※本募集については、令和4年度予算が成立した場合に支援(執行)が可能となるものであり、国会における審議の状況によっては、 支援の内容、日程等を変更する場合があります。

① 地域プラットフォーム形成支援

地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、 ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場 (地域プラットフォーム)の立ち上げや運営を支援

地域プラットフォームに寄せられる案件候補情報 のうち、横展開の可能性が高いものについては、 サウンディング調査をはじめ案件形成に資する支援 を併せて実施



地域プラットフォーム形成 支援のほか、 「PPP/PFI 地域プラット フォームの協定制度」 の活用により、地方公共 団体のPPP/PFI案件形 成に対する支援が可能

② 優先的検討規程運用支援

PPP/PFI手法の適用を、従来型手法に優先して検討する「優先的検討規程」の策定や、規程を運用して具体の事業をPPP/PFI手法にて進捗させる過程を支援

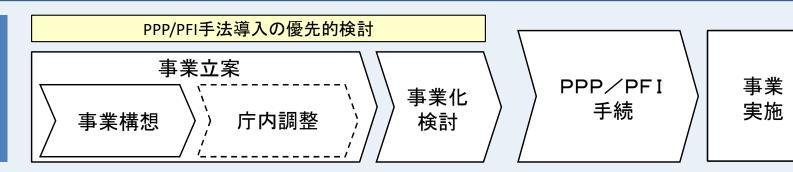
- ※支援対象の選定では、(1)~(3)の要件に当てはまる地方公共団体を優位に評価します。
- (1)人口20万人未満の地方公共団体
- (2)優先的検討規程が未策定の地方公共団体
- (3)今後速やかに庁内でPPP/PFI手法の導入を検討する具体の事業がある地方公共団体

③ 高度専門家による課題検討支援

公共施設等運営事業(コンセッション事業)、収益型事業、公的不動産利活用事業、PFI法第6条に基づく民間提案の制度を活用する事業、指標連動方式(アベイラビリティペイメント方式)による事業の実施を検討している地方公共団体等に対し、法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有する専門家による助言や情報提供等の支援を実施

※本支援措置における具体的なPPP/PFI案件形成については、いずれの支援措置においても、『事業化前』段階のものが対象となります

PPP/PFI 案件形成の 流れ



体育・スポーツ施設整備

(学校施設環境改善交付金)



スポーツ庁

事業概要

子供のスポーツ機会の場や地域住民がライフステージに応じたスポーツに 親しむ場(スポーツ文化拠点)として地域経済にも貢献し、さらに、災害 時には避難所として活用される、スポーツ施設の環境整備(耐震化及び 空調設備の整備等含む)の促進を図る。

交付対象事業 実施主体: 地方公共団体

地域スポーツ施設 学校体育諸施設 ・スイミングセンター新改築事業 ・水泳プール新改築事業 ・スポーツセンター新改築・改造事業 ・水泳プールト屋新改築事業 ・武道センター新改築事業 ・屋外スポーツセンター新改築事業 ・水泳プール耐震補強事業 • 社会体育施設耐震化事業 •中学校武道場新改築事業 【耐震化率】構造体:83.8% 非構造部材:13.9% (R2.3) ・グリーン社会の実現に向けた整備事業 ※新規事業 ・ラグビー競技が実施できるスポーツ施設の整備 ※ラグビーワールドカップに伴う特例事業

算 定 割 合 1/3補助 ※災害対応の浄水型プール等は1/2

期待される効果

- ○子供のスポーツ機会の充実を通じた運動習慣の確立と体力の向上
- ○ライフステージに応じてスポーツに身近に親しむことができる交流の場(スポーツ文化 拠点)を創出し、地域経済に貢献
- ○健常者と障害者がともに気軽にスポーツに親しめるよう配慮された施設整備の促進
- ○施設の耐震化による安全・安心なスポーツ環境整備の推進
- ○緊急災害時には、被災者の避難場所や、防災拠点施設として活用



令和4年度予算額(案): 3,603,971千円 (前年度予算額:4,004,412千円)









◆整備イメージ図 : 地域スポーツセンター・武道センター新改築事業、社会体育施設耐震化事業等

スポーツ振興事業助成

(独)日本スポーツ振興センターでは、国のスポーツ振興施策の一環として、我が国のスポーツの競技水準の向上、地域 におけるスポーツ環境の整備など、スポーツの普及・振興を図るため、スポーツ振興事業に対する助成を行っています。

スポーツ振興くじ助成金

スポーツくじ(toto、BIG) は、スポーツ環境の整備・充 実など、スポーツ振興施策を 実施するための財源確保を 目的として導入されました。 平成14年度から、スポーツく じの販売により得られる収益 により、誰もが身近にスポーツ に親しめる環境づくりから、世 界の第一線で活躍する選手 の育成まで、地方公共団体 及びスポーツ団体が行うス ポーツの振興を目的とする事 業に対して助成を行っていま す。

【助成区分】

- ・大規模スポーツ施設整備助成
- ・地域スポーツ施設整備助成
- ・地方公共団体スポーツ活動助成
- ・スポーツ団体スポーツ活動助成

ほか

【令和3年度配分実績】

1,635件 約158.8億円

スポーツ振興基金は、ス ポーツの国際的な競技水準 の向上とスポーツの裾野拡大 のため、平成2年に政府出資 金を受けて設立されました。こ れに民間からの寄附金を合 わせて基金の拡充を図り、そ の運用益等により、スポーツ 団体、選手・指導者等が行 う各種スポーツ活動等に対し て助成を行っています。

【助成区分】

- ・スポーツ団体大会開催助成
- ・アスリート助成

ほか

【令和3年度配分実績】

145件 約16.5億円

スポーツ振興基金助成金|競技強化支援事業助成金|

平成15年度から、国の交 付金を受け、これを財源とし て競技強化支援事業を開始 しました。第2期スポーツ基本 計画においても、政策目標の 一つとして「我が国のトップア スリートが、オリンピック・パラリ ンピックにおいて過去最高の 金メダル数を獲得する等優 秀な成績を収めることができ るよう支援することとされてお り、チーム単位で競う国内に おけるスポーツ最高峰のリーグ の活性化等を目的として、助 成を行っています。

【助成区分】

・スポーツ団体トップリーグ運営助成

【令和3年度配分実績】

13件 約2.8億円

競技力向上事業助成金

オリンピック・パラリンピック競 技大会等における日本代表 選手のメダル獲得に向けて、 我が国のスポーツに関する国 際競技力の向上を図るため、 平成27年度から、国の交付 金を受け、これを財源として、 競技団体等が行う日常的・ 継続的な強化活動に対して、 助成を行っています。

【助成区分】

・オリンピック選手等強化事業助成 ・パラリンピック選手等強化事業助成

【令和3年度配分実績】

880件 約96.2億円

都市公園事業(社会資本整備総合交付金等の基幹事業)の概要

〇地方公共団体が行う都市公園の整備については、社会資本整備総合交付金及び防災·安全交付金等の 基幹事業の一つである都市公園事業により支援。

都市公園事業の要件(概要)

〇面積要件

- ・2ha以上の公園であること。
- ・ただし、三大都市圏の既成市街地等に位置する都市等における防災公園は1ha以上

〇総事業費要件

・全体事業費が1箇所当たり2.5億円以上の事業(ただし、都道府県事業は5億円以上) であること。

〇都市公園等整備水準要件

- ・市区町村事業の都市公園の整備においては、以下に掲げる i)又は ii)の要件を満たすこと。
 - i) 一の市町村の区域内における以下のイ)からハ)までの公園・緑地の都市計画区域内住民一人当たりの敷地面積の合計が10㎡未満
 - イ) 都市公園
 - 口) 特別緑地保全地区(近郊緑地特別保全地区を含む。)又は歴史的 風土特別保存地区における買い入れた土地であって市民に公開している緑地
 - ハ) 都市緑地法に基づく市民緑地契約又は管理協定に基づき国の補助を受け 施設整備を行い市民に公開している緑地
 - ii) 同市町村の DID 地域内における上記 i)のイ)からハ)までの公園・緑地の住民 一人当たりの敷地面積の合計が5㎡未満
 - ・ただし、国家的事業関連公園(国民体育大会や全国都市緑化フェア、オリンピックの会場等)や防災公園等は除く。

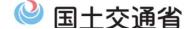
〇交付対象

- ・地方公共団体が実施する以下の事業
 - (1)都市公園の用地の取得
 - (2)公園施設の整備

〇国費率

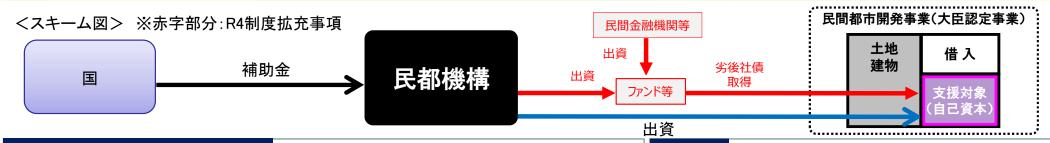
交付対象国費率 都道府県・市町村の負担 用地 1/3(1/2※1) 2/3(1/2※1) 施設 1/2※2 1/2※2

※1()は、沖縄[沖縄振興特別措置法に基づくもの] ※2 事業主体が歴史的風致維持向上支援法人の場合、地 方公共団体が歴史的風致維持向上支援法人の補助に要 する費用の1/2以内で、かつ当該緑地の整備に要する全体 事業費の1/3以内



まち再生出資の概要

- 〇 市町村が定める都市再生整備計画の区域等において行われる優良な民間都市開発事業に対し、民都機構が出資を行うことにより、事業の立上げを支援。
- 事業の自己資金が充実し、事業全体のリスクが縮減されることにより、民間金融機関からの融資等の呼び水となる。



制度利用のための主な要件

<対象事業者>

<対象区域>

民間事業者(SPC)

都市再生整備計画の区域、都市機能誘導区域等

<対象事業>

- 次の要件を満たし国土交通大臣の認定を受けた事業
- ・広場、緑地等の公共施設整備を伴うこと
- ・事業用地が0.2へクタール以上であること(医療・福祉、教育文化、商業施設、インキュベーション施設を含む事業及び低未利用地等を活用した一定の事業は500㎡以上)
 - ※ 三大都市圏の既成市街地等内は原則0.5ヘクタール以上
 - ※ 都市機能誘導区域内は0.1へクタール以上(誘導施設*1を含む事業は500m以上)

<支援限度額>

- ・次の①~③のうち、最も少ない額
- ① 総事業費の50%
- ② 資本の50%
- ③ 公共施設等※2の整備費 (都市機能誘導区域内は、公共施設等+誘導施設※1)

くその他支援条件>

・竣工後10年以内に配当を行うことが確実であると見込まれること。

※1:支援対象事業が施行される都市機能誘導区域内へ立地を誘導すべきとして立地適正化計画に定められている施設。 ※2:公共施設のほか、都市利便施設(駐車場、防災備蓄倉庫等)、建築利便施設(エレベーター、共用通路等)及びインキュベーション施設を含む。

具体例

オガールプラザ整備事業(岩手県紫波町)

- 〇支援内容
- (1)支援先 オガールプラザ株式会社
- (2)出資額 0.6億円
- 〇事業内容
- (1)規模 地上2階建
- (2)用途 図書館、物販・飲食施設、子育て支援センター、 事務所
- (3)工期 2011年9月~2012年6月



実績等

2005年度~2020年度 支援件数 54件 支援総額 約405億円

地域未来投資促進税制の概要



• 地域経済牽引事業計画に従って**建物・機械等の設備投資**を行う場合に、**法人税等の特別償却(最大** 50%) 又は税額控除(最大 5%) を受けることができる。措置を受けるためには、都道府県による地域経済牽引事業計画の承認に加えて、国(主務大臣)による課税特例の確認が必要となる。

STEP1: <u>都道府県知事による</u> 地域経済牽引事業計画の承認

都道府県・市町村が作成する基本計画への適合

- <地域経済牽引事業の要件>
- ①地域特性の活用
- ②高い付加価値の創出
- ③地域の事業者に対する経済的効果

課税の特例の内容・対象

【適用期限:令和4年度末まで】

	対象設備	特別償却	税額控除
	機械装置·器具備品	40%	4%
	上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物		20%	2%

- ※ 対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の支援対象となる金額は80億円が限度。
- ※ 特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越す ことができる。
- ※ 税額控除は、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となる。

STEP 2: 国(主務大臣)による 課税特例の確認

<課税特例の要件>

①先進性を有すること(特定非常災害で被災した区域を除く。)

具体的には、以下の通常類型又はサプライチェーン類型に該当すること 【通常類型】

- ・労働生産性の伸び率4%以上又は投資収益率5%以上 【サプライチェーン類型】
- ・海外への生産拠点の集中の程度が50%以上の製品を製造
- ・事業を実施する都道府県内の取引額の増加率が5%以上等
- ②設備投資額が2,000万円以上
- ③設備投資額が前年度減価償却費の 10%以上
- ④対象事業の売上高伸び率がゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと

<上乗せ要件> (平成31年度以降の承認事業のみ)

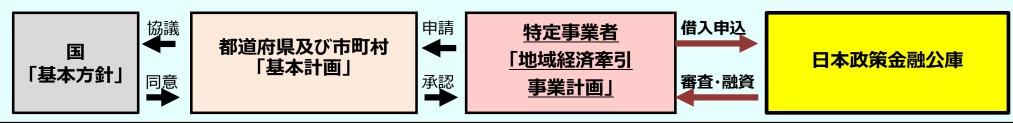
- ⑤直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上
- ⑥労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上
- ※ サプライチェーン類型の事業は上乗せ要件の対象外。

日本政策金融公庫による固定金利での融資(概要)

地域の特定事業者による地域経済牽引事業の取組を支援するための、日本政策金 融公庫における融資制度(地域活性化・雇用促進資金)(令和4年度予定)。

<スキーム>

地方自治体が策定する「基本計画」における促進区域において、地域経済牽引事業を行うため、都道府県知事から「地域経済牽引 事業計画」の承認を受けた特定事業者が、日本政策金融公庫に借入申込を行う。



◆地域活性化・雇用促進資金<地域経済牽引事業計画関連(中小企業事業)>

貸付対象	都道府県知事の承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って事業を行う特定事業者(※みなし特定事業者を含む。)		
資金使途	設備資金•運転資金		
貸付期間	設備資金	20年以内 (うち据置期間 2 年以内)	
貝沙州间	運転資金	7年以内 (うち据置期間2年以内)	
貸付限度	7.2億円(うち運転資金2.5億円以内)		
貸付利率	基準利率 ※設備資金について、以下のいずれかを満たす場合は2.7億円を限度として特別利率③(みなし特定事業者は特別利率②) いずれも満たさない場合は2.7億円を限度として特別利率① ・新規開業して7年以内 ・困難な経営状況にある場合 ・公庫と民間金融機関が連携支援を図る場合 (複数事業者が共同で承認事業を行う場合は、単独で法律上の承認基準を満たし、かつ、上記3条件のいずれかを満たす事業者)		

広域周遊観光促進のための観光地域支援事業

観光庁(観光地域振興課):763百万円

事業概要

旅行者の混雑や密を低減させつつ、国内外の旅行者の各地域への周遊を促進するため、観光地域づくり法人 (DMO[※])が中心となり、地域が一体となって行う、調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境整備、 旅行商品流通環境整備、情報発信といった取組に対して総合的な支援を行う。

※DMO (Destination Management/Marketing Organization) の呼称

支援制度

補助対象事業:

登録DMOが定めた事業計画に位置づけられた、国内外の旅行者の各地域への 誘客を目的とした以下の取組

(ただし、地方ブロック毎に開催される連絡調整会議における調整を行ったものに限る

- ①調査・戦略策定
- ②滞在コンテンツの充実
- ③受入環境整備
- ④旅行商品流通環境整備
- ⑤情報発信・プロ王―ション 具体的な支援イメージ

連絡調整会議 観光庁 関係事業者 了日本政府観光局 事業計画の調整の実施 地方運輸局 ・国による調査事業の実施・共有 地域連携DMO → 広域連携DMO → 地域DMO とりまとめ とりまとめ とりまとめ 事業計画 事業計画 事業計画 DMO実施事業 DMO実施事業 DMO実施事業 地方公共団体 地方公共団体 地方公共団体 宝施事業 実施事業 実施事業

①調查・戦略策定

データに基づき、旅行者に対し訴求 力のある取組を実施するための調 査・戦略策定を支援。



②滞在コンテンツの充実

地方部への誘客や繁閑差の解消、三 密回避にもつながる地域独自の観光 資源を活用した滞在コンテンツの造 成を支援。



集落の散策

③受入環境整備

HP等で混雑状況の情報を提供する システムや、観光地の情報発信機 能及びCRM機能を兼ね備えたアプ リの整備等を支援。

> AND COMMENT



混雑状況の情報提供 アプリの整備

④旅行商品流涌環境整備

旅行商品の国内外OTAへの掲載、

旅行会社との商談会などを支援。

WEB・SNSを活用したエリア内のコ ンテンツの魅力等に関する効果的な 情報発信を支援。



WEBを活用したエリア内の魅力発信

補助対象者:

登録DMOが定めた事業計画に位置づけられ

事業の実施主体(登録DMO、地方公共団体

・補助率:

定額 (①調査·戦略策定)

事業費の1/2(②滞在コンテンツの充実、③受入環境整備、④旅行商品流通環境整備、⑤情報発信

・プロモーション) ※継続事業については2年目:2/5、3年目:1/3

DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進による観光サービスの変革と観光需要の創出

観光庁(観光資源課): 781百万円

- ●ポストコロナを見据え、旅行者の体験価値向上、消費機会の拡大、来訪意欲増進と顧客定着等を図るため、デジタル技術と観光資源の融合等(DX:デジタルトランスフォーメーション)により新しい観光コンテンツを創出するなど、観光サービスの変革と観光需要の創出を目指した取組を進める。
- ※ DXとは、デジタル技術及びデータを活用して、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、組織の文化・風土や業務を変革することにより、競争上の優位性を確立すること。

事業イメージ

旅行者の体験価値向上を図る取組

XR(※) や5G等のデジタル技術と、文化・自然等の既存の観光資源やバス・鉄道等の移動手段を掛け合わせた新たな観光コンテンツの造成等を図る。

(※) VR(仮想現実)、AR(拡張現実)等の総称



観光地経営の改善につながる取組

人流・購買等のリアルタイムデータや予約・経路検索等の各種データを活用し、 観光地における消費機会の拡大につながる取組を推進する。



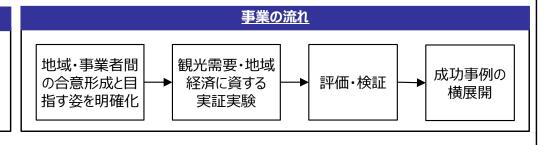
オンラインを活用した来訪意欲増進と 顧客定着につながる取組

動画配信サービス に 加 え、バーチャル空間等を活用し、 新規顧客の来訪意欲増進 の ため の コンテンツ造成 や、既に来訪した顧客のリピーター化につながるような仕組みの構築等の取組を推進する。

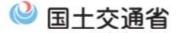


対象

○ 地方公共団体・DMO、地域の観光事業者、先進技術を保有するベンチャー・大学・企業等からなるコンソーシアム・団体



都市構造再編集中支援事業(個別支援制度)の概要



〇「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

事業主体:市町村、市町村都市再生協議会、民間事業者等

国費率:1/2(都市機能誘導区域内)、45%(居住誘導区域内等)

対象事業

- <市町村、市町村都市再生協議会>
- 〇市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画 (都市再生整備計画)に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の 目標に適合するもの

【基幹事業】

道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設(緑地、広場、地域防災施設等)、高質空間形成施設(歩行支援施設等)、高次都市施設、都市機能誘導区域内の誘導施設(医療、社会福祉、教育文化、子育て支援施設)※、土地区画整理事業等

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業(社会実験等)、地域創造支援事業(市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業)

く民間事業者等>

〇都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設[※]の整備

ーただし、市町村又は都道府県が事業主体に対して公的不動産等活用支援を行う事業であることを要件とし、事業主体に対する市町村の支援額と補助基本額(補助対象事業費の2/3)に国費率を乗じて得られた額のいずれか低い額を補助金の額とする。



※誘導施設については、三大都市圏域の政令市・特別区を除く市町村及び当該市町村の民間事業者等を支援対象とする。

施行地区

- 〇都市再生整備計画の区域が立地適正化計 画の「都市機能誘導区域内」及び「居住誘導 区域内」に定められている地区
- ーただし、次の市町村を除く※1。
- ・都市計画運用指針に反して居住誘導区域に土砂災 害特別警戒区域等の災害レッドゾーンを含めている 市町村
- ・市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示している下適切な運用を行っている市町村
- ※1 令和3年度末までに国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業はこの限りでない。
- ーなお、次の区域を施行地区に含むことができる。
- ・水辺とまちが融合した良好な空間形成を推進する計画(以下「水辺まちづくり計画」という。)がある場合は、都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する水辺の区域※2
- ※2 交付対象事業は水辺まちづくり計画に位置付けられている事業等に限る(災害リスク等の観点から居住誘導区域外での整備が不適切な建築物及び災害時に使用する施設等の整備を除く)。
- ・空き地等が発生して外部不経済が発生する可能性がある 市街化区域等内の居住誘導区域外において、あるべき将 来像を提示している区域^{※3}
- ※3 交付対象事業は緑地等の整備に限る。

地方創生推進交付金 (内閣府地方創生推進事務局)

4年度概算決定額 1,000.0億円 (3年度予算額 1,000.0億円)

事業概要・目的

- ○デジタル田園都市国家構想による地方活性化をはじめ、未来社会を 切り拓く「新しい資本主義」の起動という喫緊の課題に対応するため、地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる先導的な取組 を支援します。
 - ①<u>地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導</u> 的な取組(デジタル技術の活用等を含む)を支援
 - ②<a href="mailto:kPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組
 - ③<u>地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用</u> を確保

【手続き】地方公共団体は対象事業に係る地域再生計画(概ね5年 程度)を作成し、内閣総理大臣が認定。

> 具体的な 「成果目標(KPI)」 の設定



「PDCA サイクル」 の確立

※本交付金のうち一部については、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行

資金の流れ



交付金 (1/2)

都道府県 市町村

(1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます)

事業イメージ・具体例

【対象事業】

- ①先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の横展開
 - ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、人材の確保・育成例) しごと創生、観光振興、地域商社、スポーツ・健康まちづくり、 生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化 等
- ②Societv5.0を推進するための全国的なモデルとなる取組
 - 未来技術を活用した新たな社会システムづくりを支援

	交付上限額 (国費)	申請上限件数
都道府県	先駆3.0億円 横展開1.0億円	6事業 ※広域連携事業は3事業まで追加可
中枢中核都市	先驅2.5億円 横展開0.85億円	5事業 ※広域連携事業は2事業まで追加可
市町村	先驅2.0億円 横展開0.7億円	4事業 ※広域連携事業は1事業まで追加可

- ※Society5.0タイプは都道府県・中枢中核都市・市町村ともに交付上限額(国費) 3.0億円、申請上限件数の枠外
- ③わくわく地方生活実現政策パッケージ(移住・起業・就業支援)
 - 東京圏からのUIJターンの促進及び地方の担い手不足対策
- ④複数年度にわたる施設整備事業(本交付金のうち70億円を地方創生拠点整備交金として措置(令和3年度から20億円の増額))

【デジタルシフトへの対応】

- ○先駆タイプ(最長5年間の事業)の新規事業において、デジタル技術の活用・普及等の取組を事業内容に含めることを、申請の要件とします。
- ○横展開タイプ(最長3年間の事業)の新規事業において、デジタル技術の活用・ 普及等の取組を事業内容に含めることを、原則として、申請の要件とします。
- 〇地方創生拠点整備交付金については、補正予算分と同様とします (審査において 一定の加点を付与、効果促進事業の割合の上限を一定の引上げ)。
- 【わくわく地方生活実現政策パッケージにおける地方創生移住支援事業の拡充】
- 〇移住支援金について、これまでの単身最大60万円、世帯最大100万円に加え、世帯 で移住する際に、18歳未満の帯同人数×最大30万円の子育て世帯加算を拡充。

期待される効果

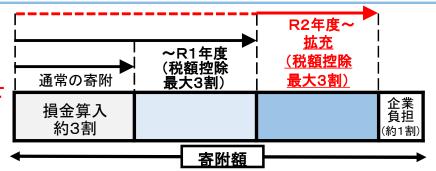
〇地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、「まち」の 活性化など地方創生の推進に寄与する先導的な取組(デジタル技術の活用 等を含む)を通じて、地方創生の充実・強化につなげます。

企業版ふるさと納税

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
 - 損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
 - ・ 寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
- **寄附額は事業費の範囲内**とすることが必要
 - ※ 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等 に所在する市区町村は対象外。
 - ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。



例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減。

①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。

(法人住民税法人税割額の20%が上限)

②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。

ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)

③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

活用の流れ

①地方公共団体が 地方版総合戦略を策定

> <u>〇〇市</u> 総合戦略

•〇〇事業

•△△事業

◆◆事業

②①の地方版総合戦略を 基に、地方公共団体が 地域再生計画を作成

④寄附

地域再生計画

↑ ③計画の認 定

内閣府

企業

5 税額控除

国 (法人税)

企業が所在する自治体 (法人住民税・法人事業税)

◆ 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数:46道府県1,260市町村(令和3年度第3回認定後)